

印
紙

造林事業請負契約書(案)

1 事 業 名 造林事業(下刈作業)請負【対馬】

2 事 業 場 所 長崎県対馬市
豆酸龍良山国有林332号林小班外9
別紙、図面のとおり

3 事 業 量 下刈作業 15.83ha
(別紙、作業内訳書のとおり)

4 事 業 期 間 令和8年6月1日から
令和8年9月30日まで
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり)

5 作 業 仕 様 書 別紙、作業仕様書のとおり

6 請 負 金 額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金〇,〇〇〇,〇〇〇円也)

7 選 択 条 項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである
(選択されるものは〇印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選 択 条 項		
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払い		第35条第4項
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定期日

9 特約事項

(1) 別紙、特約条件、特約事項のとおり

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 長崎森林管理署長 濱本高光と請負〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者（甲）住 所 長崎県諫早市栗面町804-1
分任支出負担行為担当官
長崎森林管理署長 濱本 高光 印

請負者（乙）住 所 ○○○○
○○○○ ○○○○
○○○○ ○○○○ 印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】請負者○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○○○
代表取締役 ○○○○ 印

○○林業株式会社
住 所 ○○○○
代表取締役 ○○○○ 印

○○林業株式会社
住 所 ○○○○
代表取締役 ○○○○ 印

作業内訳書

【留意事項】

1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業ごとの作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内図書を添付すること。

下刈作業仕様書

1. 作業方法等

(1) 人力又は人力機械併用による下刈

ア. 全刈

全刈は、区域全面を刈払うこと。

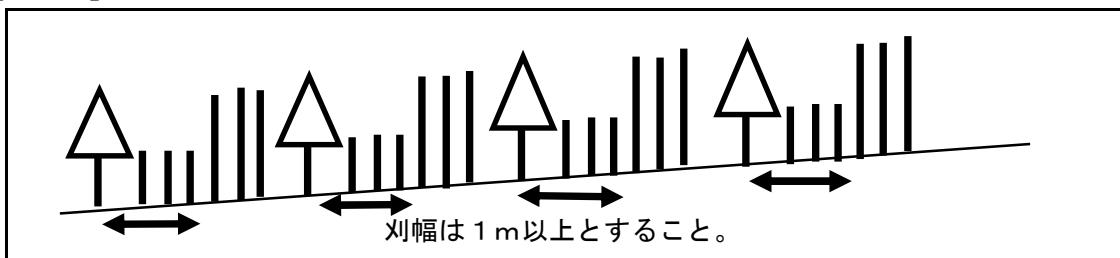
イ. 筋刈

筋刈方法は、下図 ④交互刈（隔年刈）とする。

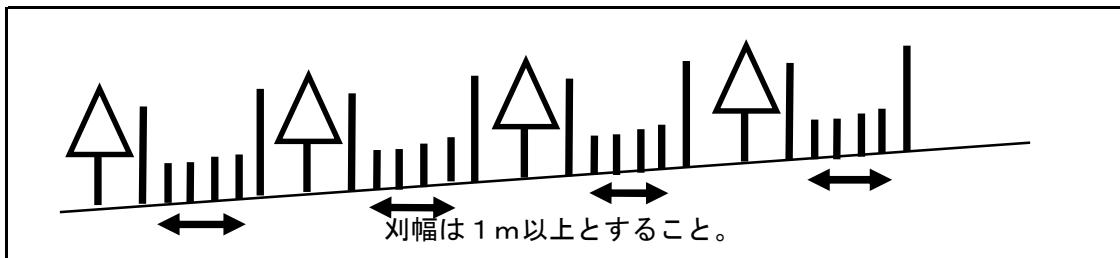
筋刈は現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1m以上とするこ
と。

現地の状況に応じて、筋刈方法は下図①、②、③に変更できるものとする。

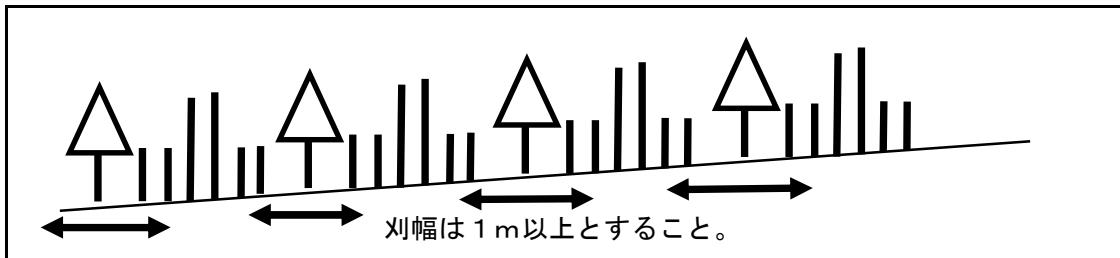
①【一方刈】



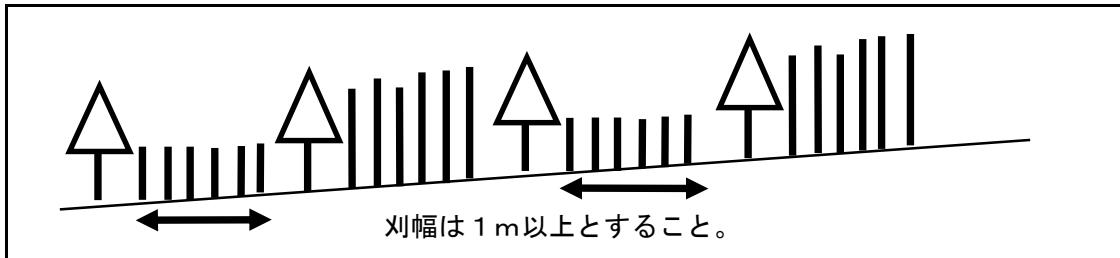
②【一方刈（改良型）】



③【両面刈】



④【交互刈（隔年刈）】



ウ. 坪刈

坪刈は、造林木を中心として、半径〇〇cm以上を刈払うこと。

(2) 除草剤による下刈

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

- (1) 剖払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
- (2) 剖高は、植栽木の樹高の1／3以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く剖払うこと。
- (3) 剖払った雑草木等を植栽木に剖析け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
- (4) 造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
- (5) 剖払後は必ず見回り、剖析いもれがないようにすること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネットの点検・簡易補修仕様書

(作業の定義等)

- 1 下刈作業時において、既に獣害防止ネットを設置している個所を、受注者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とし、ネットの損傷具合について、「異常なし」、「簡易補修箇所」、「簡易補修箇所以外」に区分し点検を行う。

(作業要領)

- 2 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
 - ① 異常がない場合については、事業図(図面含む)を添付し、「異常なし」等の旨を任意様式で監督員に提出する。
 - ② 簡易な補修箇所を発見した場合については、補修を実施するとともに、完成時に補修を行った箇所の事業図(図面含む)と写真(施工前後)を監督員に提出する。
 - ③ 大規模な補修箇所を発見した場合については、事業図(図面含む)に場所を図示するとともに写真を添付し監督員に速やかに報告する。

(簡易補修の具体的な内容)

- 3 ネットの「簡易補修」については、以下の作業とする。
 - ① 支柱の転倒箇所の再設置
 - ② 浮いているアンカーの杭打ち
 - ③ トップロープ及びアンダーロープの再緊張
 - ④ 破損しているネットの結束
 - ⑤ アンカーロープの再緊張

上記以外の大規模な補修や鉄製の柵については適用しない。

(補修材料)

- 4 補修に必要な材料については発注者から支給する。

(写真管理)

- 5 点検及び簡易補修の状況については、写真管理を行い事業完了時までに提出する。

(事業日報)

- 6 受注者は事業日報の出役人員の欄に、本件に携わった人工数を出役人員数の内書きとし、()で表記し監督員へ提出する

(作業の留意事項)

- 7 点検時(下刈作業)にネットを損傷させた場合には、受注者が補修する。

特 約 条 件

1. 下刈作業において、乙が切損した苗木の切損率が、条件3に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、甲は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。

3. 苗木の許容切損率はつきのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計切損率とする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
切 損 率	3 %	3 %	2 %	1 %

(注) 林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺戮が義務付けられている。

のことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

造林事業（下刈作業）請負箇所 位置図

厳原 森林事務所

字	豆殿龍良山	国有林	332ろ	林小班	
<u>請負実行面積</u>					
下刈	作業	2.82	ha		
	作業		ha		
	作業		ha		
<u>記番別請負実行面積</u>					
作業種	記番	林小班	面積	控除面積	
				除地	その他
下刈		332ろ	3.13	0.31	2.82
計			3.13	0.31	2.82
作成者	農林水産技官	阿南達也			
凡例	請負実行箇所				
除地箇所	<hr/>				
その他箇所	<hr/>				
実測野帳	<hr/>				

造林事業（下刈作業）請負箇所 位置図

巖原 森林事務所

宇 下原山 国有林 334ヘ 林小班

請負実行面積

下刈	作業	3.24	ha
	作業		ha
	作業		ha

記番別請負実行面積

作業種	記番	林小班	面積	控除面積		請負面積
				除地	その他	
下刈		334ヘ	3.24			3.24
計			3.24			3.24

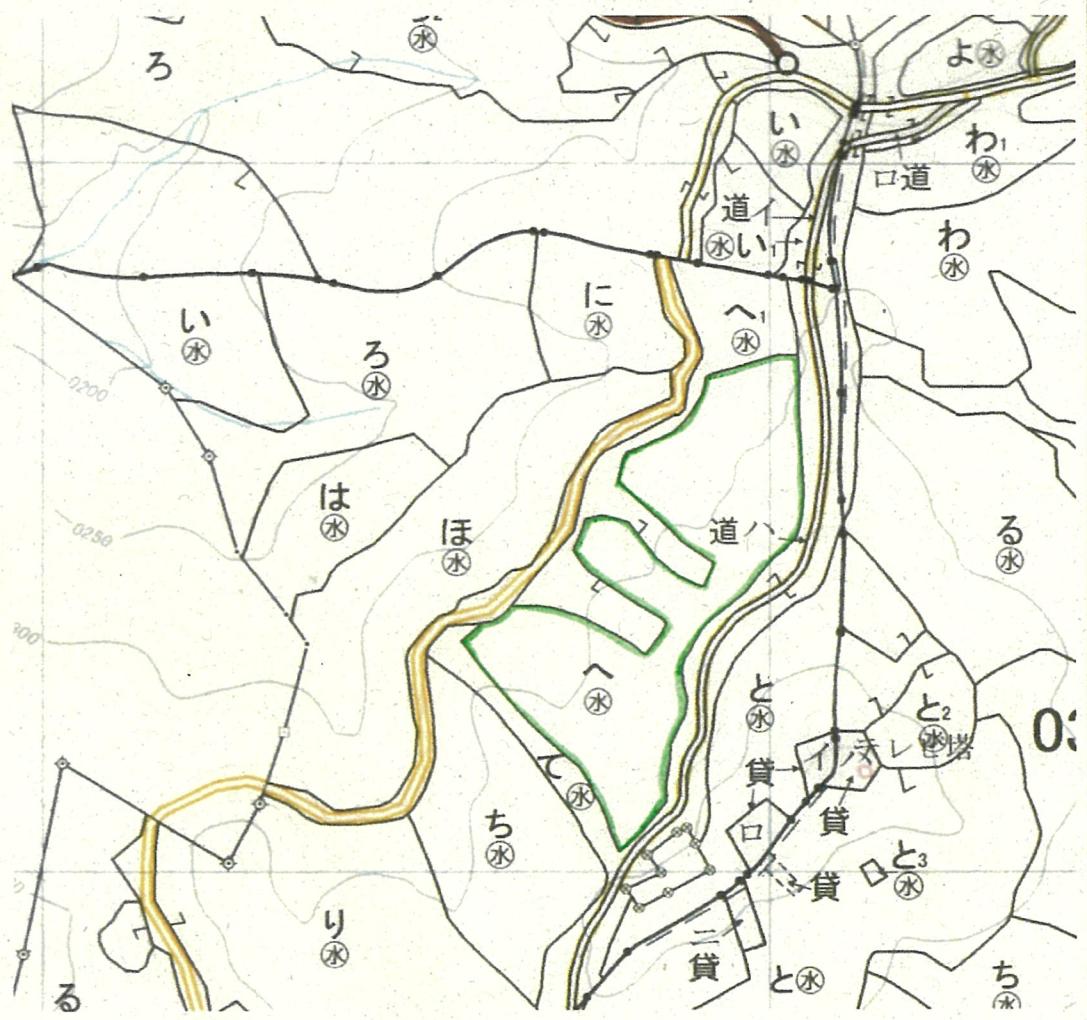
作成者 農林水產技官 阿南達也

所簡行寒實負請例凡

除 地 简 所

その他の箇所

実測野帳



造林事業（下刈作業）請負箇所 位置図

厳原 森林事務所

字 豆殿龍良山 国有林		321へ	林小班			
<u>請負実行面積</u>						
下刈	作業	0.25	ha			
	作業		ha			
	作業		ha			
<u>記番別請負実行面積</u>						
作業種	記番	林小班	面積	控除面積		請負面積
				除地	その他	
下刈	321へ	0.25				0.25
計			0.25			0.25

作成者 農林水産技官 阿南達也

凡例 請負実行箇所

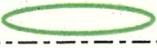
除地箇所

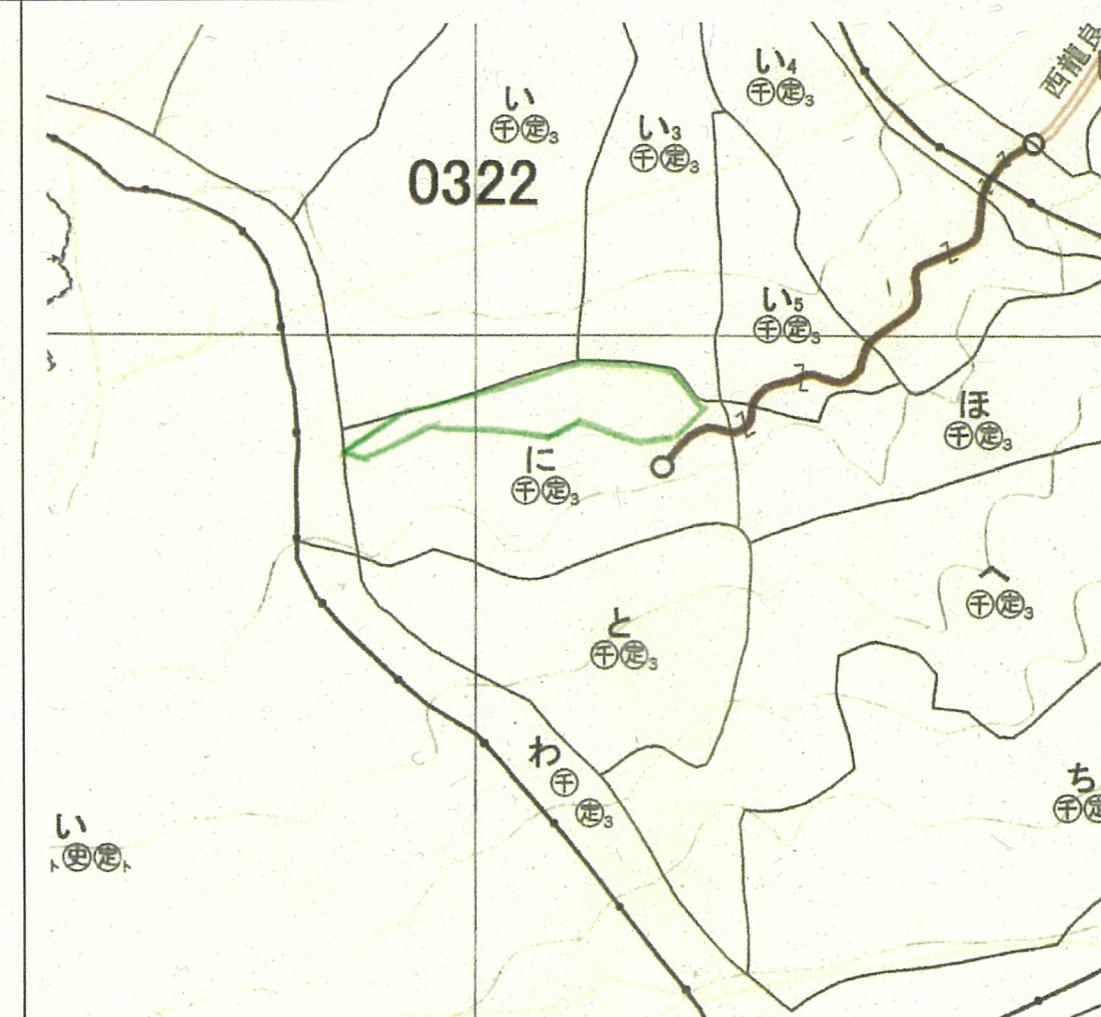
その他箇所

実測野帳

造林事業（下刈作業）請負箇所 位置図

厳原 森林事務所

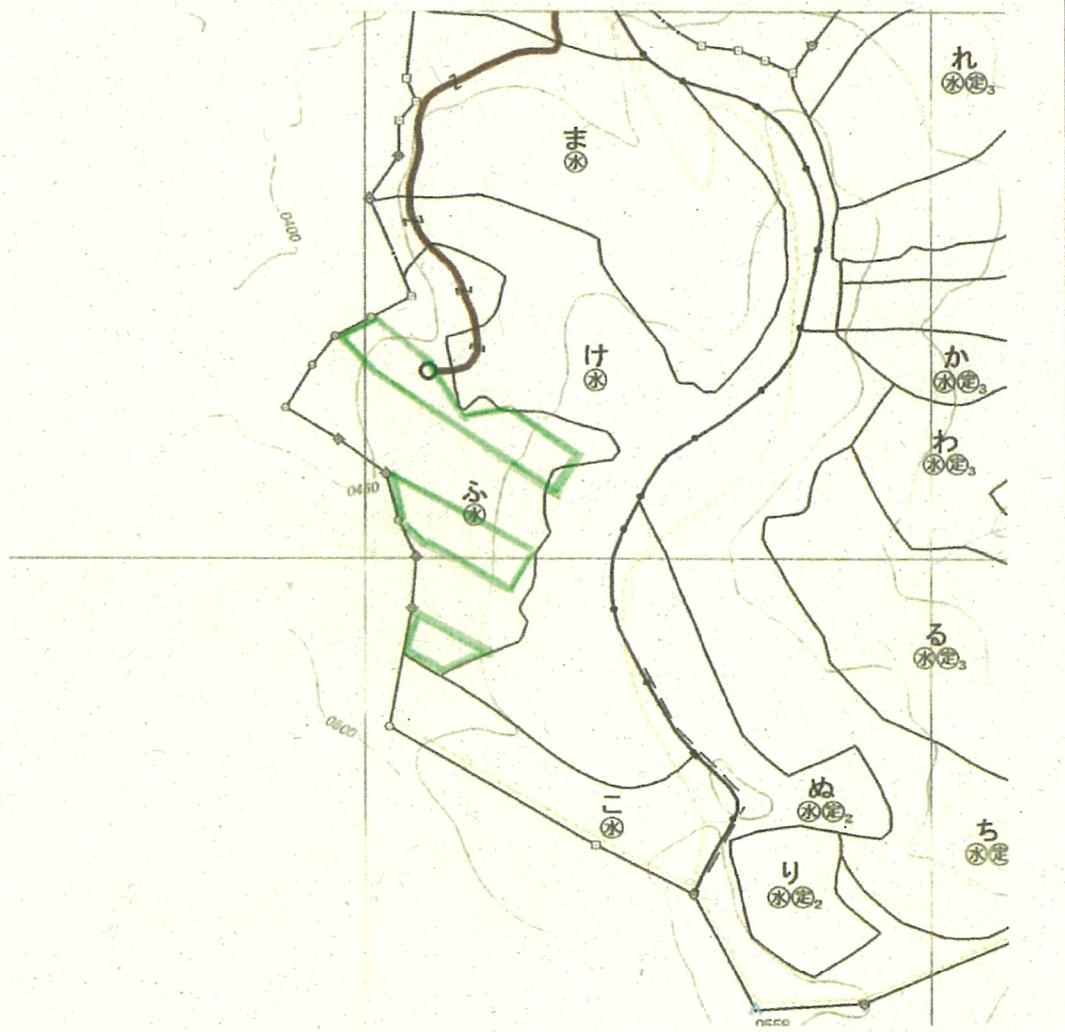
字 豆駒龍良山 国有林		322に	林小班			
<u>請負実行面積</u>						
下刈	作業	0.81	ha			
	作業		ha			
	作業		ha			
<u>記番別請負実行面積</u>						
作業種	記番	林小班	面積	控除面積		請負面積
				除地	その他	
下刈		322に	0.81			0.81
計			0.81			0.81
作成者 農林水産技官		阿南 達也				
凡 例		請負実行箇所				
除 地 箇 所						
そ の 他 箇 所						
実測野帳						



造林事業（下刈作業）請負箇所 位置図

厳原 森林事務所

字	下原山	国有林	334ふ	林小班		
<u>請負実行面積</u>						
下刈	作業	1.53	ha			
	作業		ha			
	作業		ha			
<u>記番別請負実行面積</u>						
作業種	記番	林小班	面積	控除面積		
				除地	その他	請負面積
下刈		334ふ	1.53			1.53
計			1.53			1.53
作成者 農林水産技官 阿南達也						
凡例 請負実行箇所						
除地箇所						
その他箇所						
実測野帳						



造林事業（下刈作業）請負箇所 位置図

蕨原 森林事務所

字	知首山	国有林	340さ1	林小班		
<u>請負実行面積</u>						
下刈	作業	3.34	ha			
	作業		ha			
	作業		ha			
<u>記番別請負実行面積</u>						
作業種	記番	林小班	面積	控除面積		
				除地	その他	請負面積
下刈		340さ1	3.34			3.34
計			3.34			3.34
作成者	農林水産技官	阿南達也				
凡例	請負実行箇所					
除地箇所						
その他箇所						
実測野帳						

造林事業（下刈作業）請負箇所 位置図

厳原 森林事務所

字 知首山 国有林	342に 林小班					
<u>請負実行面積</u>						
下刈 作業	0.79 ha					
作業	ha					
作業	ha					
<u>記番別請負実行面積</u>						
作業種	記番	林小班	面積	控除面積		請負面積
				除地	その他	
下刈	342に	0.79			0.79	
計		0.79			0.79	
作成者	農林水産技官	阿南達也				
凡 例	請負実行箇所					
除 地 箇 所						
そ の 他 箇 所						
実測野帳						

造林事業（下刈作業）請負箇所 位置図

字 知首山 国有林	312~1、~2	林小班				
<u>請負実行面積</u>						
下刈 作業	0.64 ha					
作業	ha					
作業	ha					
<u>記番別請負実行面積</u>						
作業種	記番	林小班	面積	控除面積		請負面積
				除地	その他	
下刈		312~1	0.48			0.48
		312~2	0.16			0.16
計			0.64			0.64
作成者	農林水産技官	阿南達也				
凡例	請負実行箇所	-----				
除地箇所	-----					
その他箇所	-----					
実測野帳						

三根 森林事務所

造林事業（下刈作業）請負箇所 位置図

三根 森林事務所

